



中小企業の為の経営のヒント
菅原会計事務所通信

2016年9月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所
〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1
TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009
業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

パートの社会保険加入要件が変わる！

今年の10月から、社会保険の加入要件が変わります。
次の要件をすべて満たす人（パート、アルバイト含む）は、社会保険に加入しなければならなくなります。

- ① 1週間に20時間以上勤務
- ② 月額賃金88,000円以上（年収106万円以上） ※残業代は含まない
- ③ 従業員が501人以上の会社に勤務している

現在は、1週間に30時間以上勤務している人が対象ですので、かなり基準が下がることとなります。

今までは夫の扶養の範囲内（年収130万円未満）で働いていた妻も、上記の要件を満たせば、妻自身も社会保険に加入しなければなりません。

そのため、働き方によっては今よりも手取りが減るおそれがあります。

今後の働き方にも大きな影響を与える改正です。

当面は、従業員501人以上の大きな会社に勤務する人に限られますが、今後は小さな会社にも適用されていく予定です。

ご不明な点がございましたら当事務所までご相談ください。

（青山 記）

税理士登録

このたび、私 青山隆志は平成28年4月に税理士登録致しました。
菅原会計事務所に入所して丸10年。これからもお客様に満足していただけるよう日々努力してまいります。
今後ともよろしくお願い致します。

